

## 第 22 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和 3 年 1 月 22 日 (金) 9 時 00 分～11 時 00 分

(場所) Web 会議

- (議事)
- 1 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理
  - 2 独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理
  - 3 令和元事業年度の事業報告書について

### 1. 開会

### 2. 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理

- 「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・ 今回の検討の範囲を、履行義務のある収益について限定するという提案には、賛成する。

消費税については、独立行政法人だけが特殊なのではなくて、民間企業でも非課税取引が多い業態があり、企業会計における収益認識の会計基準でも、代替的な取扱いを設けないということを決められた際にも、一部の金融機関、特に信用金庫や労働金庫等から反対意見が寄せられ、企業会計基準委員会において検討がなされたが、非課税取引が多い企業においては、重要性の原則を適用すれば、わざわざ代替的な取扱いということでもなくとも、簡便的な処理を採り得る余地があるのではないかということ、また、税込方式を採用している企業であっても、取引時ではなくとも消費税申告の際には、課税取引の計算を行っているという整理された。消費税等の会計処理に関しては、期末一括税抜方式といった方法を採用すれば、それほど大きな手間をかけずに、税抜処理を採れるため、原則どおり税抜方式に統一してはどうかと考える。

- ・ 現行の基準 86、サービスの提供による収益の会計処理については、新しい収益認識基準に関する会計基準を基本とするという方向性で賛成する。

消費税について、原則的には、おそらく税抜処理になると思うが、これも独立行政法人の位置づけを考えると、もともと国の執行機関を切り離したものであり、基本的には運営費を税金で賄うという団体が基本であることから、いわば国から交付された税金、運営費交付金の使い道を示すということが、求められていると考える。また、国との連結を考えると、税込処理のほうが、本来の説明責任に適しているのではないかと考えられる。

現状、税抜処理もしている法人や交換取引の多い法人は税抜処理で良いと考

えるが、運営費交付金がほとんどの法人については、税込のほうが、より説明責任を果たすには適しているのではないかと考える。

- 消費税について、これまでの議論を聞いていると、消費税ということだけで統一した処理をしなければならないことに、少しこだわり過ぎているような印象を受ける。既に議論の中で出ているように、消費税という外見で決まるといふより、消費税の意味づけなどによって会計処理が変わってくるということも、当然にあると考え、必ずしも全てにおいて企業会計と一致させるということではないのかもしれない。独立行政法人の特殊性というものが重視されるような領域においては、やはり税込になり得る部分があると考えられる。

しかしながら、一般論としては、やはり税抜方式という形で決めていただいて、その特殊な部分を決めている基準の中で、消費税の意味づけが違うので税込として処理することが認められるというような決め方にしておくというのが、一つのやり方として考えられる。

- 収益に関する今後の検討については、国際的な動向も参考にする旨を独立行政法人会計基準の前文に明記してはどうか。
- 消費税の会計処理については、独立行政法人独自の事情もあるため、まずは実態を把握した上で、その実態に合わせて税込か税抜かで分けたほうが良いと考える。企業会計においても、よく議論になる点であるが、異なる実態には異なる会計処理ということで、実態が伝わるようにしていくべきであって、それが説明責任にもつながると考える。

- 頻繁に会計基準が変わると、現場も非常に右往左往するため、検討する際には、比較可能性という点からも含めて、一定期間を置いてはどうか。

消費税について、アンケートでは、システム改修の負担等に関する記載が目立つが、基本的には税抜というものを原則としていくのが筋であると考えられる。

システム改修については、何年かに1回は起こるわけであって、その時にシステム更新をすれば良いのではないのか。それが、どのタイミングで来るか、もしくはいつやるかというような話ではないのか。

一方で、合理的な理由がない限り企業会計原則に従うのであって、合理的な理由があれば、より実態に即した会計処理を採ることは適切であろうと考える。

今回の消費税の影響については、損益計算書に関わってくるもので、経営努力認定にも影響を与えてくる。

また、基本的な指針の中では、他の独立行政法人との比較よりも、過去の業績との対比が有用という整理をされていることを考えると、税抜になってしまうことで、過去の対比との整合が取れなくなってしまう。

そういうことを考えると、それが合理的な理由になるのであれば、税込という考え方も、場合によってはできるのではないかと考えられる。

- ・ 消費税について、今後消費税率が上がった時にも、引き続き税込処理のままでもいいのかというのは疑問があり、長期的な視点に立って検討していく必要があると考えられる。

- ・ 消費税については、根本的にイメージを大きくして、コストという概念は何かについて考えていかなければならない。

また、消費税というのは、我々が何かを提供する時のコストなのか、財やサービスに対するコストを反映したものなのか、あるいは我々の公共社会を満たすために必要なものということで納めるものであって、あくまでも商品やサービスに対する原価性、それ自体の対価ではないと考えるのかという、消費税に対する根本的な概念、これをまず押さえていかなければならないのではないかと。同時に、今度は独立行政法人の場合は最終消費体が多いことから、その際の国全体のことを考えた時に、これがフルコストというのはどちらだったのか。要するに財・サービスの対価、原価を構成するものなのか、あるいはそうしないのかという、消費税というものの意義というものを問われるのではないかと。

- ・ 留意すべきこととして、基本的に独立行政法人の会計というのは、そもそも独立行政法人という、この組織制度の特性を受けて、会計を考えていかななくてはいけないところから始まっていて、組織実態とか、生み出される財務情報が何を目的としているかという話と、組織的な違いを考えてどのようにして平仄を取りながら、財務会計を考えていくという、その基本的なスタンスを持ちながら検討していく必要がある。

国際的な動向も踏まえつつとはいっても、国際的に独立行政法人を前提として会計的整理が行われているわけでもないとする。

消費税を考える場合にも、財務報告の基本的指針において、そもそも情報価値は何かについてこれまでも検討がなされてきたところであり、独立行政法人という制度にとっての財務報告が、どういう意味があるかというところで考えていくことが、第一義的にあるのではないかと考える。

また、実務的な、ないしは、いわゆる財務報告作成コストと手間というのも含めても情報価値が上がるかどうか、本来の目的から見て情報価値が向上するのか

という比較の上で、一定の簡便性もありうる。

### 3. 独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理

- 「独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。
  - ・ 今の案では、監査報告書上、事業報告書に関する記述が2か所に分かれてしまうということの不便さがあるため、監査人が事業報告書に対する手続を、金額とそれ以外に分けて行うことは、果たしてどれほど有意義なのかといった観点から検討する必要があるのではないか。
  - ・ 単純に、「開示書類のうち当該財務諸表等と監査報告書を除いた部分」という記載ではいけないのか。そもそも開示書類を明示的に記載することはできないのか。
  - ・ 第2章の監査の前提条件において、「書面により」というところを削除されているが、口頭であって証拠が残らなくてもいいのかという疑問が残る。
  - ・ 「その他の記載内容」の範囲は重要な概念なので、独立行政法人監査基準でしっかりと限定をしたほうがいいのではないかと。
- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（案）について、文案は座長一任とされた。また、事務局において、パブリック・コメントの実施及び各府省等への意見照会を行うこととなった。

### 4. 令和元事業年度の事業報告書について

- 「令和元事業年度の事業報告書について」に係る会田座長からの報告を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。
  - ・ 今回は作成面、作成者・報告者面からの改善ポイントを提示したということで、将来的には利用者からのフィードバック情報を収集して、報告者に共有できるような仕組み等があればより有用なものになると考えられる。

以上